

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00120742
2023年8月2日

発信課	子育て支援部子育て助成課
担当者	田上裕隆
連絡先	電 話 26-1111 (内 5270)
	F A X
	E-mail kosodatejosei@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○]
日 程	
発表項目 (行事名)	子育て世帯等多子加算給付金のコールセンターの電話番号誤りに ついて
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	別紙のとおり
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道(取材)に当 たってのお願い	報道に際しては、正しい電話番号のみ掲載してください。 誤りの電話番号を紙面等で報道しないようお願いいたします 。
備 考	

令和5年8月2日

各報道機関 様

子育て助成課長

子育て世帯等多子加算給付金のコールセンターの電話番号誤りについて

1 概要

令和5年7月31日に本給付金の対象者の方へ案内文書をお送りしましたが、同封したチラシに記載されたコールセンターの電話番号が誤っていることが本日判明しました。

正しい連絡先はこちらのとおりです。

【子育て世帯等多子加算給付金コールセンター】

0166-76-7416

平日 8:45~17:15

2 原因

校正の際、案内文書等の番号誤りに気がつき、申請書と支給決定通知書については修正をしましたが、チラシについては確認がもれていたため。

3 対象者

18,986人

令和5年6月30日時点で旭川市に住民登録があり、旭川市子育て助成課から児童手当令和5年6月定期支給を受けられた方、または令和4年度子育て世帯追加給付金の支給を受けられた方。ただし、令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の対象となった児童の養育者は除く。

4 対象者への対応

対象者には正しい電話番号について文書を送付します。またホームページやSNSに本件を掲載し周知を図ります。

5 再発防止策

作業確認リストを作成し、作業工程を確実に洗い出します。また、正確に作業が完了したかダブルチェックを行い、リストに処理日を記入し進捗状況を明確にします。

問合せ先

担当課：子育て支援部子育て助成課

田上

電話：(代表) 26-1111 (内線5270)



子育て世帯等 多子加算給付金



昨今の物価高騰等の影響の補助として、対象児童等を養育している方へ給付金を支給します。

○対象の方(裏面のフローで、対象かどうか、申請が必要かどうかご確認いただけます！)

令和5年6月30日時点で旭川市に住民登録がある方

○対象児童等(令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の対象児童は除く。)

- (1) 平成13年4月2日から平成17年4月1日生まれの方
(※大学・専門学校等に通っているか、父母等の健康保険の扶養に入っていること。)
- (2) 平成17年4月2日から令和6年2月29日生まれの方

○支給額

第1子・第2子は各5,000円、第3子以降は各10,000円。

(例) 対象児童等が2人の場合 ➡ 5,000円 × 2人 = 支給額10,000円

対象児童等が4人の場合 ➡ 5,000円 × 2人 + 10,000円 × 2人 = 支給額30,000円

○申請方法

次の書類を、下記担当へ郵送または持参してください。

- (1) 子育て世帯等多子加算給付金申請書
 - (2) 口座情報が確認できる書類(通帳やキャッシュカードの写し)※公金受取口座の場合は不要
- ※上記、○対象児童等(1)の方を養育されている方は、学生証などの写しか、健康保険証の写し等も添付必要。
※申請書は、市からのご案内が届いた方は同封されているほか、市HPからもダウンロードできます。

申請期間は令和6年2月29日まで

次の方は申請不要で本給付金を受け取れます！！

- (1) 旭川市子育て助成課から令和5年6月9日に児童手当が支給された方
 - (2) 令和5年1月～4月に子育て世帯緊急追加給付金(児童一人15,000円)を受給された方
- ※要件を満たす方へ、「子育て世帯等多子加算給付金についてのお知らせ」をお送りしています。

※(1)(2)両方に該当の方は、(1)の支給情報を基にお知らせを送付しています。また、手当・給付金支給後に養育状況等に変更があると市が把握している方については、お知らせが送付されていない場合があります。

※市からお送りしたお知らせ内の、養育児童数などに相違がない場合のみ申請不要です。

○担当・問い合わせ先(旭川市役所子育て支援部子育て助成課)

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎5階(令和5年10月末まで)

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市役所総合庁舎3階(令和5年11月から)

子育て世帯等多子加算給付金コールセンター ☎76-7416(令和5年10月末まで)

子育て世帯等多子加算給付金担当 ☎25-6446(令和5年11月から)

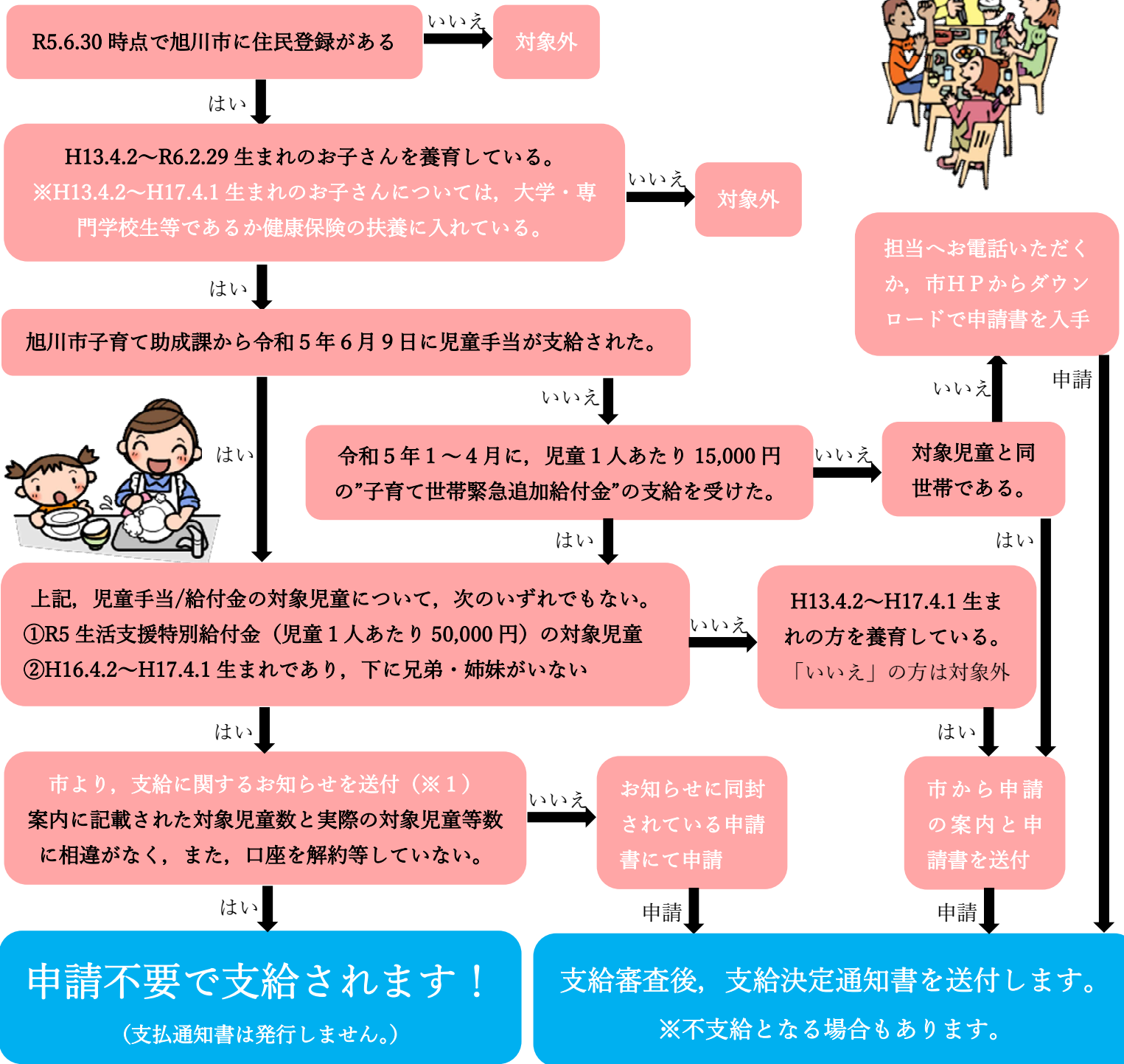
給付金

HPの

QRコード



対象/受取方法 確認フロー



次の方は上記フローに関わらず、申請が必要です！

- 給付金支給（申請）後にお子様が多くなった方
- 令和5年6月30日時点で旭川市に住民登録があり、令和5年7月1日以降に1人目のお子様が多くなった方

※1 市からの支給に関するお知らせに記載している児童氏名は、次の児童となります。

- ①旭川市子育て助成課から令和5年6月9日に児童手当を支給された方 → 令和5年4月30日生まれの児童まで
- ②子育て世帯緊急追加給付金の支給を受けられた方 → 令和5年2月28日生まれの児童まで